6　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。) 5⑴の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成24年３月30日付け公示６⑴①に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び②に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、セメント・コンクリート舗装工事にあっては①㋐の条件を満たしている者、アスファルト舗装工事にあっては①㋑の条件を満たしている者が、各々１社で分担する２社による異工種建設工事共同企業体とする。

①　次に掲げる参加資格の条件のうち、該当する資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋐　東北地方整備局におけるセメント・コンクリート舗装工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㋑　東北地方整備局におけるアスファルト舗装工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成24年９月21日において次の要件を満たすものとする。

①　当該工事の建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　次に掲げる実績条件のうち、該当する実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　コンクリート舗装の施工を担当する構成員にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、10,000㎡以上のコンクリート舗装の施工実績を有すること。

㋑　アスファルト舗装の施工を担当する構成員にあっては、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、10,000㎡以上の排水性アスファルト舗装の施工実績を有すること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を施工を担当する工事毎に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(i),(ii)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(i)　コンクリート舗装の施工を担当する構成員にあっては、10,000㎡以上のコンクリート舗装の施工経験を有すること。

(ii)　アスファルト舗装の施工を担当する構成員にあっては、10,000㎡以上の排水性アスファルト舗装の施工経験を有すること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること（詳細は入札説明書参照。）。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用し、「異工種建設工事共同企業体協定書（乙）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定(同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「国道45号　尾肝要道路舗装工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H24）輸送ターミナル駐機場舗装等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 24 年９月 21 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　渡邉　一浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H24）輸送ターミナル駐機場舗装等工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

3　工事概要

・造成工事　切盛土量　約34,000㎥

・コンクリート舗装(駐機場)工事　約36,000㎡

・排水工事　一式

・環境整備工事　一式

・駐機場灯火管路工事　一式